

第17回北斗市農業委員会総会議事録

令和5年7月27日 開催

北斗市農業委員会

招 集 年 月 日	令和5年7月27日					
招 集 場 所	北斗市総合分庁舎 3階 大会議室					
委員の出欠状況 (出席 14名) (欠席 0名)	1番	澤 田 亨	出席	8番	落 合 修	出席
	2番	山 本 正 人	出席	9番	吉 田 勝 幸	出席
	3番	齊 藤 介 男	出席	10番	佐々木 敬 子	出席
	4番	笠 原 勝 幸	出席	11番	時 田 孝 喜	出席
	5番	佐々木 秀 樹	出席	12番	加 藤 隆	出席
	6番	岡 村 栄 士	出席	13番	佐々木 勝 利	出席
	7番	中 川 哲	出席	14番	和 田 勝 雄	出席
本会議に職務のため出席した者の職氏名	北斗市農業委員会 事務局長 吉 田 賢 一 係 長 大 森 千 里 再 任 用 澤 口 則 之					

<p>会長提出議案</p>	<p>報告第1号 農地法第3条の規定による届出について</p> <p>報告第2号 土地の現況証明書（専決事項）の交付について</p> <p>報告第3号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人要件の適合状況報告について</p> <p>議案第1号 土地の現況証明書の交付について</p> <p>議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について</p> <p>議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について</p> <p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について</p> <p>議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について</p> <p>議案第7号 農地移動適正化あっせんの申出について</p> <p>議案第8号 土地の現況証明調査委員の指名について</p> <p>議案第9号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）に対する意見の聴取について</p>
<p>委員提出議案等の標題</p>	

第17回北斗市農業委員会総会議事日程

開議 令和5年7月27日 午後 1時28分

- | | | |
|-------|--|---------|
| 日程第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 日程第 2 | 会期の決定について | |
| 日程第 3 | 農地法第3条の規定による届出について | (報告第1号) |
| 日程第 4 | 土地の現況証明書(専決事項)の交付について | (報告第2号) |
| 日程第 5 | 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人要件の適合状況報告について | (報告第3号) |
| 日程第 6 | 土地の現況証明書の交付について | (議案第1号) |
| 日程第 7 | 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について | (議案第2号) |
| 日程第 8 | 農地法第3条の規定による許可申請について | (議案第3号) |
| 日程第 9 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について | (議案第4号) |
| 日程第10 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画(賃貸借)の決定について | (議案第5号) |
| 日程第11 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画(使用貸借)の決定について | (議案第6号) |
| 日程第12 | 農地移動適正化あっせんの申出について | (議案第7号) |
| 日程第13 | 土地の現況証明調査委員の指名について | (議案第8号) |
| 日程第14 | 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)に対する意見の聴取について | (議案第9号) |

第 17 回北斗市農業委員会総会議決結果表

令和 5 年 7 月 27 日

番号	番号 報告・議案	件 名	提出者	議決 結果	備考
1	報告第 1 号	農地法第 3 条の規定による届出について	会長	報告済	6 件
2	報告第 2 号	土地の現況証明書（専決事項）の交付について	会長	報告済	1 件
3	報告第 3 号	農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人要件の適合状況報告について	会長	報告済	1 件
4	議案第 1 号	土地の現況証明書の交付について	会長	決定	4 件
5	議案第 2 号	農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について	会長	決定	1 件
6	議案第 3 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	会長	決定	2 件
7	議案第 4 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について	会長	決定	5 件
8	議案第 5 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について	会長	決定	2 件
9	議案第 6 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について	会長	決定	3 件
10	議案第 7 号	農地移動適正化あっせんの申出について	会長	決定	8 件
11	議案第 8 号	土地の現況証明調査委員の指名について	会長	決定	—
12	議案第 9 号	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）に対する意見の聴取について	会長	決定	1 件

第17回北斗市農業委員会総会

(午後 1時28分 開会)

<p>(開会宣言) 和田会長</p>	<p>総会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。 どうも、暑い中、お疲れのところご苦労さまでございます。 病気には勝てないということで、先月の総会の2日前に急遽入院しまして、ちょっと休ませていただきました。本当に申し訳ございません。敗血症になりまして、土をちょしている関係で、爪や皮膚からばい菌が入ったのではないかとということで、2週間ほど24時間点滴をしまして、まだ100パーセント回復していませんけど、この総会を休むわけにいかないと思って出てまいりました。本当に暑いですから、皆さんも気をつけてください。 ついこの間、友人が道路に出て何か急に発作みたいのになって函病に運ばれたら熱中症だと言われまして、熱中症というのは日中になるものだと思ったら、日中の暑さに当たったことによって夜にそういう症状が出ることもあるということで、2日間も意識不明の状態、熱中症は恐ろしいものなんだなと思いました。皆さんは若い人ばかりの年代でございますけども、体に自信があると思いますが、十分気をつけていただきたいと思います。お疲れモードの方もおりますが、本当にお金が大事か体が大事かと思えます。 前回の総会のちょうど2日前だったもので、どうしても用事があるから帰らせてくれと言ったら、命が大事かどっちが大事なんだと言われて、渋々と入院したということで、健康というのは本当に大事でございます。皆さんも、十分注意していただきたいと思えます。 ここ2回の総会の中で、向野や文月の畑が売りに出ています。会長として、売りに出している人のところにちょっと行って聞き取りをしてきました。やっぱり、後継者がいないということが一番のあれだと、自分がもう75歳を済んで80歳にもなるから、自宅の周りは作れるけど離れた向野・文月は作れないということで、誰かに買っていただきたいということで、何とか早いうちに片づけてくれということと言われてまいりまして、面積がきちんと揃ってれば佐々木さんなり時田さんに何とか片づけてもらうんだけど、そういうわけにはいかないような状態でもあります。そういうことで、また今回も当たる方がおります。何とか、希望を持たせてあげたいなと思っております。それが、農業委員の使命でもございますので皆さん頑張ってくださいと思います。 本日の第17回総会は、報告3件、議案9件であります。 御審議のほどよろしく願い申し上げまして、簡単ですが挨拶といたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは、委員の動向をお知らせいたします。 本日は、全委員が出席しております。</p>

	<p>北斗市農業委員会会議規則第7条では、「会長は、会議の議長となり議事を整理する」こととなっておりますので、この後の議事については和田会長が進行いたします。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、早速、会議を始めさせていただきます。 本日の議事日程は、お手元に印刷配布のとおりであります。 直ちに日程に入ります。</p>
<p>日程第1 議長</p>	<p>日程第1 本日の会議録署名委員を指名いたします。 議席番号4番笠原勝幸委員、議席番号8番落合修委員の両名を指名いたします。</p>
<p>日程第2 議長</p>	<p>日程第2 会期の決定についてをお諮りいたします。 本総会の会期は、本日1日と決定することに、御異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>御異議なしと認め、本総会は本日1日と決定いたしました。</p>
<p>日程第3 議長</p>	<p>日程第3 報告第1号「農地法第3条の規定による届出について」を議題といたします。 番号1から番号6までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
<p>議長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>御説明いたします。 農地法第3条の3第1項の規定によりまして、農地又は採草放牧地について、相続等により権利を取得した者は農業委員会に届け出ることとなっております。 番号1につきましては、文月拓友会館より南東側の農地でございます。番号2につきましては、浜分中学校より南東側の農地でございます。番号3につきましては、添山会館より南西側の農地でございます。番号4につきましては、添山会館より南西側などの農地でございます。番号5につきましては、大野農業高校より南西側、第2給食センターより西側などの農地でございます。番号6につきましては、JA新はこだて本店より西側の農地でございます。これらの届け出につきましては、北斗市農業委員会事務専決規程に基づき専決処分しましたことを御報告するものでございます。 以上でございます。</p>

議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。
	(「異議なし」の声あり)
議 長	御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。
日程第4 議 長	日程第4 報告第2号「土地の現況証明書(専決事項)の交付について」を議題といたします。 番号1を上程いたします。 事務局に朗読させます。
	(事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	御説明いたします。 本件に関しましては、浜分中学校より南東側の土地で、地目変更するため、このたび現況証明願いが出されたものでございます。 この土地につきましては、平成12年1月に農地法第5条の規定による届出がありまして、現況が転用目的に供した土地であると認められることから、北斗市農業委員会土地の現況証明願処理要領第8条第1項第2号の規定により専決処分しましたことを御報告するものでございます。 以上でございます。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。
	(「異議なし」の声あり)
議 長	御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。
日程第5 議 長	日程第5 報告第3号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人要件の適合状況報告について」を議題といたします。 市内法人の番号1から番号17まで及び市外法人の番号1から番号6までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。
	(事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	御説明いたします。 農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人は毎事業

	<p>年度の終了後3カ月以内に、農地法施行規則第59条に規定する事項を記載した報告書を農業委員会に提出しなければならないとされていることから報告を受けたものでございます。</p> <p>提出された書類により、法人形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員要件を確認しましたところ、市内法人の番号1から番号5、番号7、番号9及び番号10、番号12から番号17までにつきましては要件を満たしていると考えております。なお番号6、番号8番号11につきましては事業年度終了時点での文書通知や、その後の催促を行ってまいりましたが、提出がなかったため適否判定ができない状況にあります。この法人に対しましては、引き続き、報告書の提出について催促してまいりたいと考えております。7ページをお開きください。市外法人となりますが、こちらも法人形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員要件を確認しましたところ、要件を満たしていると考えております。なお、番号4の法人に対しましては2の事業要件を満たすための改善策を考えてほしいなどのお話をさせていただいている状況であります。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	朗読が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。8番落合委員。
落合委員	売り上げの未提出のところって、事業を本当に行っているのかどうか分からないですね。
議長	事務局長。
事務局長	<p>お答えいたします。</p> <p>未提出の部分につきましては、事業は行われているものと考えております。これまでも、基盤法の賃貸借ですとか所有権移転ですとか、そういった案件もございましたので事業のほうはやっているというふうに考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	よろしいですか。
落合委員	出来るだけ、催促してください。
事務局長	はい。分かりました。
議長	他にございませんか。11番時田委員。
時田委員	この法人の名称は分かるんですけども、代表者の名前も一緒に書いてもらうというのは可能ですか。
議長	事務局長。

事務局長	はい、分かりました。次回の報告というのが1年後になりますけれども、検討させていただきたいと思います。
議 長	よろしいですか。
時田委員	はい。
議 長	他にございませんか。なければ、本件は報告済みといたします。
日程第6 議 長	<p>日程第6 議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。</p> <p>番号1から番号4までを一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	朗読が終わりましたので、調査委員を代表いたしまして、佐々木敬子委員より報告をお願いいたします。
佐々木委員	<p>調査年月日、令和5年7月12日。調査委員は、吉田委員、加藤委員、佐々木勝利委員、そして私、佐々木と事務局2名で調査してまいりました。調査委員の意見として、1番、当該地は申請のとおり宅地化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定する。2番、当該地は申請のとおり原野化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定する。3番、当該地は申請のとおり雑種地化しており、農地として利用することは困難と判断し農地採草放牧地以外と認定する。4番、当該地は申請のとおり畑として利用されており、農地（畑）と認定する。</p> <p>以上です。</p>
議 長	報告が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。3番齊藤委員。
齊藤委員	3番なんですけれども、私のところの管轄なんですけれども、以前に開発行為、勝手に開発行為、田んぼに残土その他を埋めて開発行為を進めたという話を聞いたことがあるんですけれども、現状は佐々木委員のほうからお話があったとおり農地採草放牧地以外ということになるんでしょうけれども、こういう形で田んぼを埋めたてて残土を入れて、現況がそういうような形になって時間が経てば地目変更ができるという前例は作っていいんですか。
議 長	事務局大森係長。
大森係長	3番の地区名の土地なんですけども、この会社が農地転用で以前に申請されていて、転用許可になったんです。それで、資材置き場という転用目的で当時やっていたので、その後、地

	<p>目変更登記をしないまま今に至ったので、転用目的どおりに使われている状態を見ていただいたうえで地目変更登記を改めてしたいという申請があったものですから、ここに関して言うと違法だとかということではなくて、転用が既に出されていて、その目的どおりに使われている現状を確認したというような状態です。</p>
議 長	齊藤委員。
齊藤委員	この土地のすぐ近くにも、同じような現状の土地、そこもそうしたら終わっているのかな。
議 長	事務局大森係長。
大森係長	そこは、誰の土地か見てみないと分からないのですが、今回のところに関していうと転用の申請が出されていた土地ということになります。
齊藤委員	分かりました。ありがとうございます。
議 長	他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第7	
議 長	<p>日程第7 議案第2号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。 番号1を上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>御説明いたします。 本件に関しましては、合意による解約が引き渡し期限の6カ月以内に行われていることが要件となっております。解約合意と引き渡しが行われ、通知されておりますので問題ないと考えられます。 なお、本件に関しましては、この後の議案第5号（賃貸借の決定）において御審議いただく予定となっております。 以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。
	(「異議なし」の声あり)
議 長	異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。

<p>日程第 8 議 長</p> <p>議 長</p> <p>事務局長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>日程第 9 議 長</p> <p>議 長</p> <p>事務局長</p>	<p>日程第 8 議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号 1 及び番号 2 を一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p> <p>事務局長より説明があります。</p> <p>御説明いたします。 番号 1 につきましては、矢不來天満宮より北東側の農地で、個人所有の農地を自身が経営する法人に貸し付けるものでございます。番号 2 につきましては、谷観光農園より西側の農地で、離農したため、所有する農地を父親に贈与するものでございます。 以上、よろしく御審議願います。</p> <p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p> <p>日程第 9 議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について」を議題といたします。 番号 1 から番号 5 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p> <p>事務局長より説明があります。</p> <p>御説明いたします。 番号 1 につきましては、メイホク食品(株)より西側の農地でございまして、隣接地を耕作する方へ売買するものでございます。番号 2 につきましては、千代田郵便局より北東側の農地でございまして、隣接地を耕作する方へ売買するものでございます。番号 3 及び番号 4 につきましては、障がい者支援施設ふじの学園より北側の農地でございまして、隣接地を耕作する方へ売買するものでございます。番号 5 につきましては、農地保有合理化事業を活用し賃貸借契約しておりました北斗市火葬場より東側の農地を売買するものでございます。 以上、よろしく御審議願います。</p>
--	---

議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。
	(「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第10 議 長	<p>日程第10 議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画(賃貸借)の決定について」を議題といたします。</p> <p>番号1及び番号2を一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>番号1につきましては、(株)サン・グリーン函館工場より北西側の農地で、労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号2につきましては、先ほどの議案第2号(合意解約通知の成立状況の確認)がありました向野配水池より西側の農地で、労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。
	(「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第11 議 長	<p>日程第11 議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画(使用貸借)の決定について」を議題といたします。</p> <p>番号1から番号3までを一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>番号1につきましては、文月拓友会館より南側の農地で、引き続き3年の期間を設定し使用貸借するものでございます。番号2</p>

	<p>につきましては、向野浄水場より東側の農地で、引き続き5年の期間を設定し使用貸借するものでございます。番号3につきましては、向野浄水場より北東側の農地で、引き続き5年の期間を設定し使用貸借するものでございます。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>11番時田委員。</p>
時田委員	<p>番号1番の農地ですけども、氏名は半分くらいしか耕作していないんでないかな。半分は、遊休農地みたく雑草が生えているんだけれども、その辺確認しましたか。</p>
議 長	<p>事務局長。</p>
事務局長	<p>すみません。事務局のほう、特に現地の確認は私のほうではしていなかったんですけども、係長のほうからお答えします。</p>
議 長	<p>事務局大森係長。</p>
大森係長	<p>道路側のところが遊休農地のように見える状態になっていると思います。ここに関しては、氏名も借りてはいるんだけれども、今機械をかけようとする根っこやら何やらがあるので、ちょっとできないくらい。なので、もし別な人がやりたいというんだったら放してもいいというようなことで、そういう条件で今借りてもらっているところです。それで、氏名に話をして、ちょっと興味を持っているという人もいますんですけど、実際そこを伐根だとかも含めてやるとなった時に、氏名はまだそこまでの資本がないのでちょっと出来ないということで今に至って、今回もそれで契約更新をしてもらったということです。</p>
議 長	<p>時田委員</p>
時田委員	<p>この道路の両サイドの農地というのは水が湧いていて、ちょっと耕作するのに困難な農地なのさ。その辺、ぶどう園なんて条件が良くなければできない作物だからさ、ちょっと厳しいものありますよね。</p>
大森係長	<p>そうですね、ちょっと難しいかなと思います。</p>
時田委員	<p>今、結構雑木も生えてきて、ここ数年耕作していないからひどい農地に変わってきているんだけど。これ、いくら氏名にお願いしても、この辺を刈るだけでも刈ってもらいたいというのはできないの。</p>
大森係長	<p>結局、ある程度の太さになってしまったので、それをやるのは氏名とすれば手間だという感じになっていて、それをやるくらい</p>

	<p>なら、今やっているのをきちんと手をかけたいというので、ここはすまないけれども勘弁してくれと[氏名]からもちょっと言われています。</p>
時田委員	<p>これ、耕作できないんだったら、あれですよ。</p>
大森係長	<p>とりあえず、本当であれば契約更新しないでという話もなかったわけではないんですけど、それじゃあ[氏名]ができるかと言ったら[氏名]は全くできないので、ちょっとの間何とか借りる形にしておいてもらって、もし手をかけたらというような、ほぼかけられないでしょうけれども、かけたらという条件で借りてもらったというような。</p>
時田委員	<p>お願いをしたという形なんだ。</p>
佐々木勝委員	<p>継続でこの契約3年でしょ、その前からひどかったの。</p>
大森係長	<p>前もひどかったです。ちょっと柳が生え始めていたんですよ、[氏名]がやる前に。結局、[氏名]が何もしないままに遊んでいたの、それで[氏名]にやってもらって、管理してくれないかということで借りてもらったという経緯があるものですから、我々のほうも頼んでやってもらってというところであまり強く言えないという。</p>
時田委員	<p>[氏名]が買ってから手をつけないでそのまま投げておいたからね。だから、できなかつたらすぐに貸せばよかったのにな。</p>
大森係長	<p>そうですね。最初のうちは何やらかにやらと言って、やるかもしれないとかやらないとかと言って時間が経ったのが失敗だったのかなと。それで、どうにもならなくなってから[氏名]にお願いしたという。</p>
時田委員	<p>こういう場合、どうやって解決したらいいの。</p>
大森係長	<p>ちょっと、何かいい手はないのかなと思いつつながら、なかなか木を切って伐根するまでがちょっと大変なので簡単じゃないなと思いますけれど、事業意欲のある人が来てくれればと思いつつながら、何かないかと言ったときには、色々ここにこういう土地があるんですけどもどうですかという話はやって、[氏名]だとかそういう新規の人たちが来た時にはこういうところがあるんだけどという話はしているんですけど、なかなかやっぱり資本のない人たちが来ているのでちょっと難しいかなと。</p>
時田委員	<p>[氏名]のところは、売り上げが2億円もある法人なんだからその辺、事業だとかそういうのできちんと手入れしたら生きる農地だと思うんだけど。その辺、すみませんけれども事務方のほうで何とか農地に復元できるようにお願いします。</p>

議 長	そのほか、ございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第 1 2 議 長	<p>日程第 1 2 議案第 7 号「農地移動適正化あっせんの申出について」を議題といたします。 番号 1 から番号 8 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>朗読が終わりましたので、あっせん委員を指名いたします。 番号 1 につきましては、議席番号 6 岡村栄士委員、議席番号 1 2 番加藤隆委員、補助委員として佐藤新一推進委員を。番号 2 につきましては、議席番号 8 番落合修委員、議席番号 1 3 番佐々木勝利委員、補助委員として高橋陽一推進委員を。番号 3 につきましては、議席番号 5 番佐々木秀樹委員、議席番号 9 番吉田勝幸委員、補助委員として安田秀幸推進委員を。番号 4 につきましては議席番号 1 0 番佐々木敬子委員、議席番号 1 1 番時田孝喜委員、補助委員として鹿角昭夫推進委員を。番号 5 につきましては、議席番号 1 番澤田亨委員、議席番号 6 番岡村栄士委員、補助委員として加藤美智子推進委員を。番号 6 につきましては、議席番号 1 0 番佐々木敬子委員、議席番号 1 1 番時田孝喜委員、補助委員として鹿角昭夫推進委員を。番号 7 及び 8 につきましては、議席番号 6 番岡村栄士委員、議席番号 1 2 番加藤隆委員、補助委員として佐藤新一推進委員を指名することに、御異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。 あっせん委員に指名された方は、よろしく願います。 3 番齊藤委員。</p>
齊藤委員	<p>ちょっと聞いていいですか。結構、物件出てきているんですけども、全て耕作されているんですか。</p>
議 長	<p>事務局長。</p>
事務局長	<p>番号 1、2、3 は自作地ですね、どなたにも貸してはいないというところ。4 番につきましても、自作地です。5 番につきましても、貸し付けしている土地でございます。6 番につきましても貸し付けしている土地です。7 番につきましても、貸し付けしている土地です。8 番につきましても、一部貸付している土地ということでございます。 以上でございます。</p>
議 長	<p>3 番齊藤委員</p>

齊藤委員	もう一ついいですか。借りている人は、今耕作している借受人のほうは、売買に今なっているんですけども、意思表示はないんですか。
議 長	事務局長。
事務局長	今のことに答えしますが、一部の農地につきまして、中間管理事業、農地保有合理化事業、そちらのほうを活用して買い受けたという意向があるものですから、そちらの流れではあっせんを出して、地域の方で誰かいないか諮ってもらって、いなければ中間管理機構が購入するという一連の流れがありますので言葉はあれですが形式的にあっせんを出ささせていただいたという部分があります。
議 長	齊藤委員。
齊藤委員	ありがとうございます。
議 長	他にありませんか。 11番時田委員。
時田委員	あっせん委員に指名されましたけれども、これ場所がちょっと分からないけれども、後で地図に印をつけて、わかる何か目印のようなものがあれば助かりますけれども。
議 長	事務局大森係長。
大森係長	はい、分かりました。
議 長	他にありませんか、なければ次に進みたいと思います。
日程第13 議 長	日程第13 議案第8号「土地の現況証明調査委員の指名について」を議題といたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	朗読が終わりましたので、調査委員を指名いたします。 議席番号1番澤田亨委員、議席番号4番笠原勝幸委員、議席番号11番時田孝喜委員、議席番号12番加藤隆委員の、以上4名を指名することに御異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。

<p>日程第14 議長</p>	<p>日程第14 議案第9号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）に対する意見の聴取について」を議題といたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>（事務局：朗読）</p>
<p>議長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>御説明いたします。</p> <p>この農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想とは、北斗市の農業のあり方について総合的に定めた計画で、目標設定の基本となる考え方、地域において育成すべき農業経営の規模などを定め、さらにその実現のために取るべき措置などを示したものでございます。</p> <p>令和4年5月に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が成立し、本年4月1日付けで施行され、北海道農業経営基盤強化促進基本方針が改訂されたことに伴い、北斗市においても、この農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を北海道の基本方針に即した形での見直しを行ったところでございます。なお、この基本構想を定めようとするときは、法令上において農業委員会の意見を聴かなければならないこととされていることから本日、御提案するものでございます。その内容につきましては、配付しております北斗市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想新旧対照表で御説明いたしますが、左側が新しい構想となりまして、修正・追加する箇所を下線で標記しておりますので主なものについて説明いたします。</p> <p>6ページをお開きください。今回の基盤法改正で、農業を担う者の確保及び育成の考え方、本市が主体的に行う取り組み、関係機関との連携・役割分担の考え方、就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供の項目が追加されております。9ページをお開きください。農業経営基盤強化促進事業に関する事項では、利用権設定等促進事業（農用地利用集積計画での利用権の設定）が廃止されておりました、その経過措置として、目標地区の策定や地域農業の将来の在り方などを示した地域計画を策定する日の前日までは従前の例により利用集積計画の作成等が可能とされております。なお、この基本構想（案）に対する意見聴取を農業協同組合に対しても行っており双方からの回答を受けてから、市では来月上旬にこの基本構想を決定し、公告する予定であることを伺っております。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
<p>議長</p>	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>農協とうちの意見、それっていつやるの。 事務局長。</p>

事務局長	<p>双方からの意見を市が聴取して、問題ないという答えが出たのであれば、市が今のこの案を取って正式な形で構想というものを公告すると、そして今後この形に沿いながら行政を行っていくということになります。</p>
議 長	<p>ということは、異議なしということであれば、このとおりでよろしいということですね。</p>
事務局長	<p>そういう解釈となります。</p>
議 長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(午後 2時40分 休憩)</p> <hr/> <p>(午後 2時57分 再開)</p>
議 長	<p>それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。</p>
議 長	<p>他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>以上で、本日の全日程を終了いたしました。 これをもちまして、第17回北斗市農業委員会総会を閉会いたします。 御苦労様でございました。</p>
	<p>(午後 2時59分 閉会)</p> <p style="text-align: right;"> <u>議長(会長) 和田勝雄</u> <u>署名委員 笠原勝幸</u> <u>〃 落合 修</u> </p>